

Q12 日米地位協定と他国の地位協定は違いがあるのですか。

A

沖縄県では、日米地位協定の問題点を明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることが目的に、他国の地位協定や米軍基地の運用状況を調査しています。

平成29年度と30年度に調査を行った、ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスのヨーロッパ4カ国では、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで、米軍の活動をコントロールしていることが分かりました。

また、騒音軽減委員会や地域委員会の設置等によって、地元自治体からの意見聴取や必要な情報の提供が行われているほか、受入国側の基地内への立入り権も確保されています。

さらに、米軍機の墜落事故の際にも、受入国側が主体的に捜索等に関わっている状況でした。

調査結果を総合すると、このような状況がヨーロッパでは標準的であると考えられますが、これに対して、日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地元自治体が求める地域の委員会設置や米軍機事故の際の主体的な捜索、基地内への立入り権の確保等が実現していない状況であり、ヨーロッパとは大きな違いがあります。

ヨーロッパ各国との比較

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権明記無し	航空特例法等により規制できず	捜索等を行う権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行禁止措置等明記	英国警察が現場を規制、捜索

令和元年度に調査を行ったオーストラリアでも、米軍に検疫に関する法や軍の航空規則などの国内法を適用させており、米軍は、オーストラリア国内にヘリコプターを配備する際、同国の基準を満たすために20日もかけて機体を解体・洗浄し、オーストラリア検疫当局の検査を受けていることが分かりました。

フィリピンでも、国内法令において、地位協定に基づいて行われる演習等でのフィリピン環境法令の遵守義務が明記されており、実際の運用においても、米軍の有害物質の取扱いにはフィリピン側の許可を必要とするなど、米軍にも国内法を適用していることが確認できました。

このような調査結果から、自国の法律や規則を米軍にも適用させている状況は、ヨーロッパだけではないことが明らかになったと考えています。

Q

日本とは安全保障環境や法体系が異なる他国と比較しても意味がないのではないですか？

A

これまでに地位協定の改定を実現しているフィリピンや韓国では、米国との交渉の際にヨーロッパ諸国(NATO)や日本の地位協定が参考にされています。

また、日本の外務省においても、ホームページに他国との比較をした事例が紹介されており、沖縄県としては、自国の地位協定と他国が締結している地位協定を比較し、実際に基地の運用がどのようになされているかを確認することは大変重要なことだと考えています。

(参考)外務省のホームページ(日米地位協定Q&A 問9)

(公務外の米軍人等の身柄の引き渡し時期について)「日米地位協定の規定は、他の地位協定の規定と比べても、NATO地位協定と並んで受入国にとっていちばん有利なものとなっています」(以下、略)